

住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について

緊急事態宣言が4月25日に東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に発出されたものの、変異株の拡大により感染の波は止まることを知らず、5月12日には緊急事態宣言が5月31日まで延長され、対象地域に愛知県及び福岡県が追加されるとともにまん延防止等重点措置の対象地域も拡大された。宣言対象地域では、依然として医療体制の非常に厳しい状況が続いており、緊急事態宣言が全国に発令された昨春を上回り、もはや全国での緊急事態宣言も視野に入る状況にある。

中国地方においても変異株の影響は大きく、感染の拡大により医療提供体制がひっ迫し、5月16日には、緊急事態宣言の対象地域に岡山県、広島県が追加されるなど、深刻な状況に至っている地域もある。他方で、歓楽街や観光地をはじめとした地域経済全体が危機的な状況に陥っており、窮状を訴える事業者への一刻も早い支援が必要となっている。

中国地方知事会としても、これまでの経験を踏まえ、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等により感染の抑え込みに全力を尽くすとともに、地域経済の段階的な回復に向け国と一致団結して対策に引き続き取り組む決意であるが、これら取組を進める上で、次の事項について国の対応を強く要請し、また、通常国会閉会後の感染拡大や景気減速に迅速に対応できるよう、早急に予備費を大幅に追加する補正予算の編成を国に対し求める。

1 緊急事態宣言等の実効性の確保

まん延防止等重点措置について、地域の感染状況を踏まえステージⅢ相当の対策が必要と知事が判断し、まん延防止等重点措置の適用を要請したにもかかわらず、適用が見送られたり、国が難色を示したりするケースが生じているとともに、緊急事態宣言に関しても本来ならステージⅢからⅣに移行した時点で機動的に発することが重要であることから、感染拡大を早期かつ効果的に抑え込むためにも、知事の要請により迅速かつ柔軟に発動されるよう見直しを行うこと。また、知事が特措法第24条第9項に基づき行う、人と人との接触を低減させるための協力要請に対する国の財政支援の対象を飲食店以外にも拡大すること。

また、まん延防止重点措置、緊急事態宣言の対象となった地域においては、実効的な時短営業・休業要請となるように、飲食業と大規模施設以外についても協力支援金の財政措置をすること。

2 第4波による感染拡大に対応した保健・医療提供及び検査体制の充実強化

全国各地において、変異株の確認や急速な感染拡大、重症例が増加するなど、新型コロナウイルスとの闘いは、新たな局面に入ったが、過度な負担を医療現場にかけることなく、安全な保健・医療体制を確保するため、以下の対策を講じること。

- ・積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、県と保健所が感染ルートを探知し、感染の封じ込めを図れるよう支援を行うこと。
- ・積極的疫学調査や受診・相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対する、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。また、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務効率化・簡素化について継続して検討を行うこと。
- ・PCR検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換並びにそのための体制整備の徹底及び強力な財政支援を行うこと。
- ・無症状者等へのPCR検査等（モニタリング検査）の効果的な実施に加え、医療機関や高齢者、障害者施設の従事者の集中検査や新規の入院・入所者に対する検査を実施するとともに、それに対する十分な財政支援を行うこと。
- ・高齢者施設での検査等の検査数の増加に対応するため、チップやチューブなどの検査素材についての安定供給を行うこと。
- ・変異株も含めた新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を民間検査機関も含めて整備するとともに、民間検査機関も含め、変異株サーベイランスに要する経費の全額を国が負担すること。
- ・全国各地での変異株の増加を踏まえ、国内での感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報の迅速な提供を行うとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を明示すること。

- ・発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対し、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うこと。また、個人防護具の支給等の支援を継続すること。
- ・軽症者等の療養のためのホテル等の確保や重症者等の対応のための医療機能増強等の対策に対して支援を行うこと。
- ・後方支援病床確保のための空床補償制度の創設や同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げなど、包括支援交付金による支援を充実すること。
- ・病床確保のため一般医療が制限された場合の損失について補償すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する財政支援措置を講じるとともに、コロナ受入れの有無に関わらず、受診控えにより減収している医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業者等へ支援を行うこと。
- ・今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。
- ・今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、医療従事者の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進すること。
- ・L452R・E484Q 変異を有するインド株を早急に確認できるよう、全ゲノム解析やスクリーニング検査を地域で実施できる体制を早急に構築するとともに、各地の感染状況を国において集約し自治体に提供すること。併せて、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。
- ・世界各国での変異株の確認等を踏まえ、インドなど変異株流行国・地域からの入国についてより強い制限措置等を行うなど水際対策を強化すること。

3 ワクチン接種の円滑な実施と治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向けて、ワクチン接種を迅速に実施するため、以下の取り組みを進めること。

- ・必要量の早急な確保と円滑な接種に向けた体制整備を図るとともに、ワクチンの供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示すこと。併せて、ワクチン接種の意義及び副反応の具体的情報について積極的に周知・広報を行うこと。また、国主導の下、民間企業等とも連携して、治療薬や国産ワクチンの早期実用化及び供給体制の確立を実現すること。
- ・「ワクチン接種円滑化システム（V－SYS）」の仕様により制限されることがないように、都道府県においてワクチン供給が弾力的に対応できる仕組みとすること。
- ・接種会場の運営スタッフ、疾患等で長期に入院している患者や警察官、エッセンシャルワーカー等についても優先接種の対象として取り扱うことを可能とするなど、地域の実情に応じて弾力的な対応を可能とすること。
- ・接種に係る医療従事者の確保を強力に進めるため、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、国立病院の人材活用や自衛隊医官等の派遣などの支援を行うこと。
- ・薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲のさらなる拡大等、十分なワクチン接種体制の構築に向けて検討すること。
- ・ワクチン希釈に必要な生理食塩水用の針・シリンジについて、必要量を現場で確保できるよう対策を講ずること。加えて、ワクチン接種の本格化に向け、保冷バック、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資機材についても同様に確保できるよう対策を講ずること。
- ・ワクチン接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、必要な財政措置を講ずること。また、医療現場の負担を軽減するため、事務作業を極力省力化すること。
- ・集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を円滑に行うため、接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、目安となる単価を示すとともに財政措置を行うこと。
- ・ワクチンシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。
- ・「ワクチン接種円滑化システム（V－SYS）」及び「ワクチン接種記録システム（VRS）」については安心してシステムを運

用できるよう十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システム利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

4 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、第4波の到来により全国で感染が拡大している状況も踏まえ、人流抑制など感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とすることとし、今後も必要に応じて予備費を活用した交付金の追加配分を行うとともに、補正予算も含め機動的に増額すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

5 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

厳しい経済情勢を踏まえ、情勢に即した補正予算の検討も含め大胆な経済対策を実施するとともに、喫緊の対応として以下の対策を講じること。

（1）緊急事態宣言により影響を受けた飲食業等への支援の充実

緊急事態宣言対象地域外の地域の飲食業やそれ以外の業種においても、緊急事態宣言により厳しい影響が生じているため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠として「事業者支援分」が創設されたところである。引き続き感染拡大の影響や政府の支援が十分に得られず、厳しい経営環境にある事業者を支援するために「事業者支援分」を大幅に増額すること。また、一時支援金及び月次支援金について、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、

支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

(2) 中堅企業、中小企業、小規模事業者等への支援の強化

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、3月末で終了した民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込みを再開すること。また、今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に、金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を検討すること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

(3) 雇用維持に向けた対策の強化

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るとともに、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知し、利用促進を図ること。特に雇用調整助成金等の特例措置については、感染拡大の影響のさらなる長期化と再拡大による深刻化が見込まれることから、緊急事態宣言地域や重点措置区域内外にかかわらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。

また、在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大規模企業等についても中小企業並みに補助率を引き上げること。

(4) 離職者の雇用機会創出のための対策の実施

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者の増加が見込まれることから、今後の雇

用情勢に鑑み、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、「緊急雇用創出事業」を創設すること。

また、国と地方が連携して迅速に対策を実施できるようにするため、厚生労働省及び各労働局が把握している新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整や解雇見込み等の情報について、公表されている総数のみではなく、業種別や市町村別などの詳細な内訳等についても各県と情報を共有すること。

(5) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。

(6) 新規学卒者等の就職に向けた支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者等の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

(7) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、赤字や減収補填などの経営支援を国において責任をもって講じるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和2年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

(8) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

県内旅行の割引事業を財政的に支援する「地域観光事業支援」については、近隣圏域での旅行も含め柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、GoTo トラベル事業の再開にあたっては、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、実施期限を延長し継続的な観光需要の喚起を図るとともに、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがないようにバランスに配慮するとともに、地域と十分に連携すること。

Go To イート事業については、食事券の販売期間及び利用期間が各県ごとの運用とされていることから、事業者や県民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めること。また、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう円滑な運用を図るとともに、販売・利用期間の延長を行う際のキャンペーン事務局に支払う費用が適正なものとなるよう対応を講ずること。

(9) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

(10) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

感染の再拡大や変異株の影響により出入国制限が随時変更されている中、外国人材に対する在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直しや、円滑な出入国のために出入国手続き等の早期の的確な情報提供を行うこと。併せて入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置、また帰国困難な元技能実習生や、留学生等で帰国を希望する者の早期帰国の実現、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講ずること。

6 学校等教育分野や子育てへの支援

(1) 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとも

に、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講じること。

(2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置を講じるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対するいじめ、偏見、ストレス等に対応するスクールカウンセラーやいじめ相談の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

(5) 少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校

については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

(6) 孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力で推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力で講じるほか、各種交付金等の財源確保や弾力的な運用を図ること。

(7) 困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的支援や生活福祉資金等の各種特例措置を継続すること。

(8) 保育所等への支援

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

衛生用品の購入、消毒対応等の感染防止対策を徹底するために必要となる経費について、介護施設等への財政支援と同様に、定員規模に応じた補助額の増額及び補助対象経費への施設改修費の追加等、制度の拡充を行うこと。

また、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の教職員についても、介護や障がい分野の施設・事業所職員と同様に、慰労金の支給対象とすること。

(9) 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講じるなど、財政支援の充実を図ること。

7 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

8 新たな日常に対応した自治体DXの推進

コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へとつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を確立するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方と一体となって次の取組を推進すること。

(1) 行政手続の見直し

オンライン化、ワンストップ・ワンズオンリーの実現に向け、

全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。

加えて、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、財政支援を行うこと。

さらに、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

(2) オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

今後、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」が整備され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

(3) マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証による個人認証、健康保険証や各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

(4) デジタルデバイド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

(5) 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

9 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、また、その家族等に対する偏見や差別、さらには宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政